

## 千葉市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の議事)

第2条 専門分科会の議決は、これをもって審議会の議決とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要又は異例な事項についてはこの限りでない。

(部会の議事)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる諮問を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる部会の議決をもって審議会の議決とする。

- (1) 医師の指定及び取消に関する諮問並びに身体障害者の障害程度の審査についての調査審議に関する諮問 審査部会
- (2) 地域包括支援センター並びに地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関する諮問 あんしんケアセンター等運営部会
- (3) 児童の処遇に関する諮問 処遇検討部会
- (4) 社会福祉法人の設立（児童福祉に関するものに限る。）の認可並びに児童福祉施設及び家庭的保育事業等に関する諮問 設置認可部会
- (5) 特定教育・保育施設等における、死亡事故並びにその他の重大事故についての分析及び必要な再発防止策の検討に関する諮問 特定教育・保育施設等重大事故検証部会

(小委員会)

第4条 審議会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 小委員長は、その小委員会の事務を掌理する。
- 5 小委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(小委員会の議事)

第5条 小委員長は、小委員会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

- 2 小委員会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理する。

- 2 次の各号に掲げる専門分科会及び部会の庶務は、当該各号に掲げる課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 地域福祉課
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 障害者自立支援課
- (3) 高齢者福祉・介護保険専門分科会 高齢福祉課又は介護保険管理課
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉課
- (5) 児童福祉専門分科会 こども企画課
- (6) 社会福祉法人・施設専門分科会 保健福祉総務課
- (7) 身体障害者福祉専門分科会審査部会 障害者自立支援課
- (8) 高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会 地域包括ケア推進課又は介護保険事業課
- (9) 児童福祉専門分科会処遇検討部会 東部児童相談所、西部児童相談所又はこども家庭支援課
- (10) 児童福祉専門分科会設置認可部会 こども企画課
- (11) 児童福祉専門分科会特定教育・保育施設等重大事故検証部会 健全育成課、こども家庭支援課、幼保支援課、幼保運営課又は幼保指導課  
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 千葉県社会福祉審議会運営要綱（平成4年6月8日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。